

広島県告示第五百四十九号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成三十年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

医療法人信英会島谷病院	名 称	福山市新涯町二丁目五番八号	所 在 地	平成三三年七月八日	効力を有する期限	更新	備 考
-------------	-----	---------------	-------	-----------	----------	----	-----